

新制大学院五〇周年を迎えて

—その創設の経緯—

永田 真三郎

一 「大学院の現在」

(1) 創設五〇周年を迎えた大学院（二〇〇〇年）

二〇〇〇年（平成一二年）四月、本学大学院は、一九五〇年（昭和二五年）新制大学院として開設されてから記念すべき五〇周年を迎えた。もつとも、本学の大学院の歴史は、大学令により関西大学が設立された年の翌一九二三年（大正一二年）に認可された「本学学位規程」にまでさかのぼる。その規程第二条一項では「本学大学

院ニ於テ二年以上研究ニ從事シタル者ハ論文ヲ本学ニ提出シテ学位ヲ請求スルコトヲ得」と規定されている。これが、その六年後の一九二九年（昭和四年）に開設された旧制の本学大学院の基礎となるのである。

創設五〇周年を迎えた本学大学院は、そして、旧制の大学院の創設から数えると七一年の歴史を有する本学大学院は、いま、その規模においても、その役割においても大きな転換期にある。

(2) 文系研究科の入学者数の急増

二〇〇〇年（平成一二年）四月、関西大学大学院の博士課程前期課程（修士課程）（以下「前期課程」という）の入学者数は六四七名であり、定員六七〇名をほぼ充足していることになる。後期課程（博士課程）（以下「後期課程」という）の入学者数は、七九名（定員一三〇名）であり、あわせて七二六名の新しい大学院生を迎えたことになり、これは、文系の一学部の入学者数にほぼ匹敵する数値である（在籍者総数は一五〇七名）。

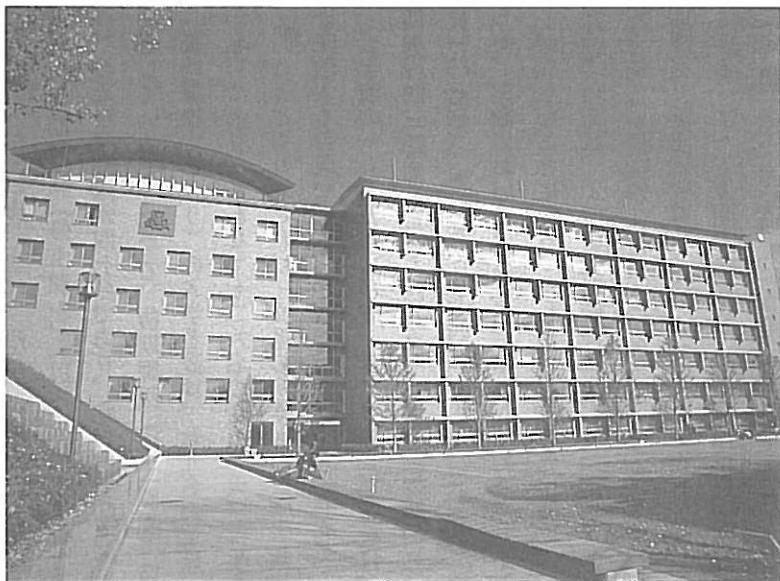
五年前の一九九五年（平成七年）度の入学者数は、前期課程四三四名（定員五四八名）、後期課程四〇名（定員一〇七名）、あわせて四七四名（定員六五五名）であった。実数において二五五名、率にして約五四パーセント増加したことになる。たしかに、その五年間に、前期

課程でいえば、工学研究科管理工学専攻（定員二〇名）総合情報学研究科（定員八〇名）、同じく文学研究科前期課程外国語研究専攻（同二二名）等が設置・開講されている。また、後期課程でも、工学研究科生物工学専攻（定員五名）、工学研究科管理工学専攻（定員五名）、社

会学研究科マスコミニューション専攻（定員三名）、総合情報学研究科後期課程（定員一〇名）が設置・開講されている。これらをあわせて定員は一二五名増加しているが、しかし、それを考慮しても、大学院への進学者の実数及びその増加率の上昇は著しい。

とくに前期課程については、工学研究科の入学者数は、五年前からほぼ変化なく約三〇〇名で推移していることからみると、注目すべき点は、この五年間の二五五名の増加は、その他の研究科において生じていることである。工学系ないし理系をも含む総合情報学研究科の今年度の五四名の入学者を除いても、文系の五研究科で二〇〇名余りの純増となり、実に、二倍を越える増加となつてゐる。

このような文系研究科の入学者数の増加した理由については、研究科あるいは専攻の増設に起因する部分もあるが、それは別としても、種々の要因が考えられる。その主たるもの一つは、大学院の機能の拡大にともなう制度上の改革によるものである。



尚文館（平成12年7月28日竣工）

(3) 新大学院棟「尚文館」の竣工

このような文系の研究科の入学者数の増加という状況を背景に、二〇〇〇年（平成一二年）七月二八日、関西大学では、大学院、各研究科からの強い要請と期待のもとに、主として文系五研究科のための教育・研究施設として、新大学院棟が竣工した。その規模は、地下一階、地上七階で総面積は約一一、九〇〇平方㍍に及ぶ。ここには、今日の情報社会に相応しいネットワークを視野にいた最新の情報機器が整備されている。この新大学院棟は「尚文館」と称されることになり、その秋、大学院の教育・研究機能、事務管理機能のすべてが、「岩崎記念館」からこの「尚文館」へ移転し、まさに、これが、センター・オブ・エクセレンスとして始動している。

(4) 研究者養成機能からの新展開

大学院生の急増、とくに文系大学院生の急増という大学院の量的規模の拡大は、これまでの大学院教育の機能を大きく転換させ、また、その機能の転換が、規模の拡

大を促進している、ともいえる。

すなわち、本学大学院は、その機能として、まず、研究者の養成、後述するところ、とくに後継者の養成という機能を担つて出発した。戦後の新制大学院になつても、その機能は大きく変わることなく、長い間、およそ入学定員とは程遠い少数の志願者であつたし、その中から、研究科によつては数名の入学者があるというのが常態であつた。

しかし、一方では、社会の複雑化や高度化等とともになつて、他方では、知識や知識体系の広範・膨大化、学際化等の状況を背景にして、いずれの領域でも、学部教育だけでは不十分であるという認識が拡がつてきた。そのような認識は、社会や学問内容の変容によるだけでなく、さらに、大学への進学率が上昇してきたことによつて、その結果として、いわゆる「大学の大衆化」によつて、学部教育における「専門教育」の内実が変容してきたことにも起因している。そこで、それに上積みした教育が大学院に求められ、そこでの新しい人材養成が求められ

るようになつてきた。そこで大学院に求められているのは、単に研究者を養成することではなく、より高度な専門職業人としての力量を有する人材をも養成することであつた。そのような志向は、まず理系学生に対する産業の側の要請によつて具体化してきた。本学の工学研究科では、設置当初から、その要請に即応した展開を示し、より高度な専門職業人としての技術者を社会に送り出し、その社会的役割を果たしてきたいえる。また、文系の研究科においても、司法試験や公認会計士、税理士などの資格試験と結びついた形で、大学院教育でも、その一部で専門職業人の養成という役割を果たしてきた。

文系の大学院においても、そのような資格試験との関わりだけでなく、機能の二分化ないし多様化が進んできた。たとえば、九〇年代後半の改革によつて採用された、経済学研究科の本科コースと専修コースの二コース制および法学研究科のAコースとBコースの二コース制は、いずれも、おおむね研究者養成と専門職養成に対応して大学院教育を機能分化させたものである。商学研究科に

おいては、二〇〇〇年度（平成一二年度）から、研究コースと専門職コースとに明確に分けて、後者においては、プログラム演習と称する演習科目を軸にして、高度専門職業人の養成を目的とするものである。

このように、文系の研究科においても、高度な専門職

業人、あるいは高度な知識を有したゼネラリストの養成等に正面から取り組み、これまでの研究者養成機能と並ぶ大学院教育の機能として位置づけられるようになつてきただといえる。

(5) 大学院の機能と創設の経緯

昨今、大学の問題が語られるとき、しばしば「大学院の時代」といわれる。本稿では、あらためて、本学大学院の現在から、新制大学院として開設に至る歴史を振り返つてみるとこととする。これについては、「関西大学百年史・上巻」（関西大学百年史編纂委員会編・一九八六年刊）において、まさに通史の中で随所において扱われている。本稿は、現在大きく転換しようとしている大学

院の機能という点からあらためて、この大学院の創設の経緯をふり返り、その整理を試みるものである。

二 大学院の創設

(1) 「関西大学学位規程」の認可（一九二三年）

一九二二年（大正一一年）六月五日、文部省に対する大学設立認可申請に対し、文部省からこれを認可する旨の書面が交付され、大学令による新学制のもとでの関西大学の歴史が始まることになる。

翌年の一九二三年（大正一二年）六月五日には、学位令（大正九年勅令二百号）に基づく、「本学学位規程」が認可されている。この学位規程第一条において、「本学ニ於テ授与スル学位ハ左ノ二種トス 法学博士 商学博士」と規定されている。

この学位規程において、冒頭で触れたとおり、すでに、「本学大学院ニ於テ二年以上研究ニ從事シタル者ハ論文ヲ本学ニ提出シテ学位ヲ請求スルコトヲ得」と規定され

ていた（二条一項）。大学院が実際に設立されたのは、後述のとおり、この学位規程認可六年後の一九二九年（昭和四年）であつたが、その制定の時に、すでにその設立を予定していたことがわかる。

（2）最初の学位授与（一九二八年）

この学位規定に基づいて、一八九〇年（明治三十三年）関西法律学校を卒業した弁護士武田宣英氏が、ドイツに留学した成果等をまとめて、「日本陪審法論」という学位請求論文を提出し、本学教授会の審査を経て、一九二八年（昭和三年）一月、松本烝治学長から法学博士の学



武田宣英

位が授与されて
いる（当時は文
部省の認可も要
した）。これが、
本学の学位授与
の第一号である。

（3）仁保龟松博士の学長就任条件——「教員の養成」

一九二八年（昭和三年）、松本烝治学長が辞任し、その推薦によつて、仁保龟松博士が後任として招聘されることになった。仁保博士は、その就任を承諾するにあつての希望条件の一つとして、「教員の養成」を示した。

同年四月の理事会では、これを受け入れて、「教員ノ養成ニ付テハ從來之ヲ実行シ來リタルモ目下建築事業ノ必要迫リ居レルヲ以テ之カ完成ノ後ニ於テハ財政ノ許ス限リ右ニ関スル予算ヲ請求シ目的ノ達成ニ努ムヘシ」との決議がなされている。

（4）大学院の開設（一九二九年）

一九二九年（昭和四年）四月、上記の仁保学長による構想は、新たに一八名の教授、七名の助教授を専任とし任命し、そのスタッフの強化が図られる、という形で具体的に展開されていった。それと同時に、その教授陣の充実を基礎に、本学に大学院が開設されることとなつたのである。

その第一期生としては、九名の入学者があつた。優秀な教員を養成しようという仁保学長による構想は、その後、着実に実を結び、その九名のうち、森川太郎氏、和田豊一氏、山口辰雄氏は、のちに本学教授となり、森川氏は、第二四代学長となつてゐる。

(5) 創設から新制大学院開設までの大学院の状況

大学院創設から新制大学院が開設されるまでの本学大学院の研究教育の実態については、大学院に関するものとして独立した資料も乏しく、それを把握することは、きわめて難しい状況にある。したがつて、以下の記述は、若干の散見される資料から窺える本学大学院の状況を示すものにとどまる。

まず、学問の自由、大学の自治が語られるとき、それを侵害する象徴的な事件として扱われてきた、京大滝川事件と本学ないし本学大学院との関わりについてである。広く知られてゐるとおり、一九三三年（昭和八年）五月二八日、文部省は、京都帝国大学の滝川幸辰法学部教授

を、その講演、著作の内容を批難し、大学教授として適格性に欠けるとして、休職処分にした。これに抗議して、当時の京大法学部長宮本英雄教授以下一五名が辞職した。

関西大学では、そのうちの佐々木惣一、宮本英脩、森口繁治、末川博教授らは現に非常勤講師であつたこともあつて、卒業生有志から関西大学への招聘運動がおこつた。専任教員としての招聘はならなかつたが、同年九月二八日の理事会決議に基づいて、同年一〇月から翌年三月まで、上記の四教授のほかに恒藤恭、宮本英雄、竹田

省教授らあわせて一〇名の教授による特別講義が行われた。なお、後になつて、竹田省教授は、一九四四年五月から二年間、本学の学長事務取扱をつとめることになる。

これらの教授には、講義だけでなく、大学院の指導を受けることになり、その充実に寄与したとされている。

その後の大学院の実状を明らかにする文献は、残念ながら入手できなかつた。ただ、一九三六年（昭和一一年）五月二日に開催された、本学創立五〇周年の記念式典において、式典委員長喜多村桂一郎理事は、その式辞

の中で「本学現時の学部別の大要」を説明しているが、その冒頭に大学院を挙げ、「大学院（二年以上）」と述べている。詳細は明らかではないが、ここからは、大学院が教学上の組織として、独立していたか否かは別として、一定の位置づけがなされていたことが窺い知れる。

三 新制大学院の創設

(1) 新制大学の設置

終戦の翌年である一九四六年（昭和二一年）五月二〇日、関西大学では、戦後最初の入学式が挙行されている。翌一九四七年（昭和二二年）四月一日、いわゆる六・三・三・四制の新学制が発足し、そこでは、翌年四月から新制高校が、二四年四月には新制大学の設置が予定された。

(2) 「大学院設置基準」の制定

新制大学の設置認可に先立ち、新たに大学基準協会が設置されており、そこで四年制大学に適用される設置基準案が作成された。その作成に際して、大学院の設置基準についても審議が進められ、一九四九年（昭和二十四

附行為の改正が、文部大臣により認可されている。しかし、その改正寄附行為の中では、大学教育として、法人は、法律、政治、経済、商業、文学、理学、工学の教育に関する事業を営むことを目的とする旨を規定（第二条）しているだけで、大学院についてはとくに触れてはない。この段階では、大学院は未だ独立した教育研究機関としては位置づけられていなかつたと考えられる。

一九四八年（昭和二三年）三月二十五日、学校教育法による関西大学の設置が認可され、これによつて、他大学より一年早く、法学部、経済学部、文学部、商学部の四学部で構成される新制関西大学が発足し、同年四月一日には、新制初の入学式が挙行されるに至つた。

年）四月に、「大学院基準」が決定された。その審議過程の一九四七年（昭和二二年）の段階ですでに、新制大学院は「年限は大体二年以上、二年間は主として教室ゼミナール本位の授業を行ひ、卒業生に米国のマスター・オブ・アーツの学位に相当するものを与へる」ということが決定されていた。

大学基準協会による「大学院基準」が、一九四九年（昭和二十四年）四月、文部省の大学設置委員会で「大学院設置基準」として採択され、入学資格、教育課程、教員組織などについて、この基準により審査が行われることになつた。

そこでは、新しく「修士」の学位が設けられ、修業年限については、修士二年、博士五年の並列または修士二年、博士三年の積み上げ方式かのいずれかということであつたが、実際には、ほとんどの大学院が後者を選択する結果となる。旧学位令による博士号の授与では、文部大臣の認可を要したが、新しい学位制度によつて、修士、博士とともに、大学が学位を授与することとなつた。

なお、設置基準では、新設の修士課程は、「学部に於ける一般的並びに専門的教養の基礎の上に、広い視野に立つて、専攻分野を研究し、精深な学識と研究能力とを養うことを目的とする」と規定されている。その後、一九五五年（昭和三十一年）の設置基準の改訂により、大学院の設置目的として、高度の研究能力を備えた「専門職業人の養成」という機能が加えられることになるが、当初は、修士課程も研究者養成機関としてのみ位置づけられていた、といえる。

（3）新制大学院の設置構想（一九四九年）

一九四九年（昭和二十四年）四月、上述のように「大学院設置基準」が採択された。その春、正確にその日時は明らかではないが、学長就任後三年度目に入った岩崎卯一学長は、「八千人になつた新制四学部の学生達の志を、上へ向けよう」と念じ、「ハイト関大」の標語を、学生達に贈つた。その具体化は、「大学院中心の関大」である。新制大学院の建設、これに全力を注いだ」と、その翌

年記している（一九五〇年五月一〇日記）。

これには、一九四八年（昭和二三年）四月に関西大学が新制大学として発足して、その年三年次に編入した学生が、二年後の一九五〇年（昭和二五年）には卒業することになり、それを受け入れる新制大学院を設置することとが迫られていたという背景があった。さらに、「大学院設置基準」として採択された「大学院基準」を作成した大学基準協会には、関西大学は、その設立当初（一九四七年七月）から参加し、評議員校に選出されていた。

岩崎学長は、この「大学院基準」の作成においても、その委員として携わったという事情も、大学院設立を積極的に進めることを促進したと考えられる。

（4）大学院学舎の建設（一九四九年）

これに先立つて、一九四八年（昭和二三年）一一月二四日、理事会は、「大学院を建設すること」を決議している。大学院の設置の決議よりも、その学舎の建設の決議が先行したのは、一九五〇年（昭和二五年）の開設を

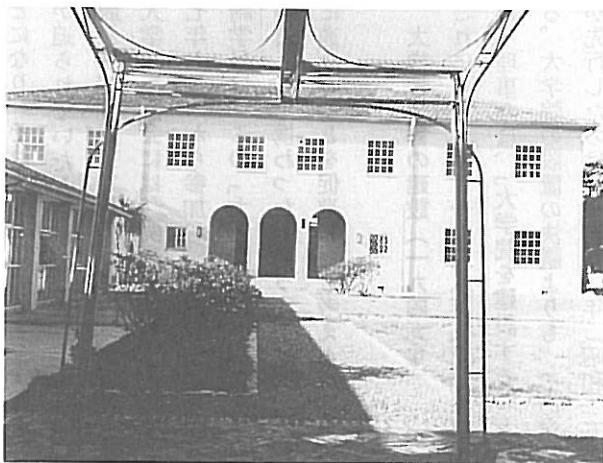
認可申請するためには、「大学院設置基準」の施設・設備の要件を満たす必要があつたからであるとされている。その決議に基づいて、翌一九四九年（昭和二四年）三月に着工し、白壁に赤い屋根の大学院学舎が、一〇月に竣工した。岩崎卯一学長は、これを指して、前記引用の記述の最後に、「幸にして、千里の高台、而も最も景勝の地に、新制大学院が開設されることになった」と記している（前記と同じ、一九五〇年五月一〇日記）。

（5）新制大学院の設置（一九五〇年）

このような大学院設置の基本理念を基礎に、その準備を経て、一九五〇年（昭和二五年）二月七日、理事会は、「昭和二五年度より大学院（新制）を設置すること」を決議している。この決議に基づいて、同年二月二八日付で文部省に対して大学院設置申請を行い、同年三月一四日付でその認可がなされるに至つた。

これにより、関西大学の新制大学院は、修士課程として、法学研究科（公法専攻、私法専攻）定員六〇名、文

その際の認可の条件として、「大学院専用施設を予定計画通り完成すること」、「法学研究科の教員組織を充実すること」等が付されていた。さらに、「博士課程を設ける場合は教員の資格その他本審議会が必要と認める事項について更めて審査するものとする」と付記されている。



大学院学舎（昭和24年10月10日竣工）

学研究科（英文学専攻、国文学専攻、哲学専攻）定員六〇名、経済学研究科（経済学専攻）定員五〇名で発足することとなつた。



大学院ホール（昭和27年4月竣工）



岩崎卯一学長と岩崎記念館（昭和49年4月4日竣工）

たが、博士課程の設置については、修士課程の院生が修業年限二年を経た、その二年後の一九五二年（昭和二七年）に申請認可されている。

その後、一九六二年（昭和三七年）四月には、商学研究科と工学研究科が、一九七一年（昭和四六年）四月には、社会学研究科が開設された。そして、一九九四年（平成六年）に総合情報学部が設置され、それを基礎として四年後、一九九八年（平成一〇年）四月には、総合情報学研究科が開設された。これによつて、七学部を基礎とする大学院七研究科の体制が整つたのである。さらに、二〇〇〇年（平成一二年）四月には、外国语教育研究機構が開設され、この機構を基礎とする研究科の開設が準備されている。

三 ほんとうに「大学院の時代」か

以上、大学院の機能に着目して、「大学院の現在」からその創設の経緯をふり返り、それを整理することを試

みた。

一九四九年（昭和二四年）、当時の学長は、「大学院中心の関大」を掲げて新制大学院を建設し、その後久しく、それは「大学院ホール」と呼ばれてきた。五〇年を経た二〇〇〇年七月二八日、「尚文館」と名付けられた新しい大学院棟が竣工した。

そして、いままた、「大学院の時代」といわれる。大学院設置基準では、法律実務等の五つの分野での「専門大学院」の設置のルールが規定されている。それに則つて、すでにビジネス・スクール等の設置が、国公立大でも、私立大でも、ともに始動している。ほぼその枠組みのなかで、二〇〇三年度からは、法科大学院（仮称）の制度が発足し、関西大学でも、その設置の準備が進められている。

確実に、「大学院の時代」へと進んでいく。そのことは、大学院教育が、専門職業人の養成という機能をも担うということを意味するだけではない。もつと種々の意味をもつて、大学には、四年制大学と並んで六年制大学も準備されているというような認識のもとでの大学院の位置づけが、まもなく一般化していくであろう。

しかし、日本の大学では、そして関西大学でも、大学院を久しく研究者養成の場として位置づけてきた。大学院教育は、いまなお、その科目の設定、その内容、そして教育方法のいずれもが、研究者養成機能を前提に組み立てられている。たしかに、院生のそれぞれが一人の教授を指導教授として、その「演習」を中心にトレーニングされていくという仕組みは、徐々に解体されつつある。しかし、教員の側は、機能の二重化に対応できるだけの準備が、その要員の数からしても、またそのコンテンツの充実という点からも、まだまだ十分といえない。

単純に、大学全体を「大学院大学」へと特化することに現実性がない私学の状況からは、それでもなお、「大学院の時代」にいかに対応するか、知恵を集めなければならぬ時期にきている。

（ながた・しんざぶろう 前関西大学大学院部長）